

令和元年5月27日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380095

研究課題名(和文)技術の高度化等に伴う街頭防犯カメラの新たな利用と法的規制のあり方の検討

研究課題名(英文)The study about the way of regulation of CCTV in towns in relation of new way of use with improvement of camera technology

研究代表者

星 周一郎 (HOSHI, Shuichiro)

首都大学東京・法学政治学研究科・教授

研究者番号：10295462

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、カメラ技術の高度化等に伴う街頭設置カメラの新たな利用に関して、その法的性質、法的根拠および法的規制について新たな知見を得ることができた。具体的には、自動速度違反取締装置の利用、犯罪捜査における新たな利用、カメラ映像に個人情報該当性が認められる状況下での防犯カメラ条例の意義、プライバシーの概念、生体認証機能の利用、カメラ映像の商業利用の法的検討、さらには、犯罪防止活動やビッグデータポリシングにおける映像を含めた情報の利用の法的意義について、その内実を明らかにした。

また、比較法的観点から、現在の日本における街頭設置カメラの法的規制の基本的考え方を、中国の法学界向けに発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、技術力の向上に伴い、犯罪の未然予防や人手不足の解消という社会的要請への対応として、一方では、カメラ映像の利活用への期待がますます高まりを見せる状況の下、映像の高精細度化や認証技術の利用に伴うプライバシーへの影響に関する法的性質や法的規制のあり方について検討を加え、新たな知見を提示した点に学術的意義が認められる。この研究成果は、今後の実社会におけるカメラ利用のあり方に関して、その法的根拠や法的許容限界の考え方を明らかにする上で重要な契機となり得るものであると考える。

また、近時、街頭設置カメラ等の普及が著しい中国との間で、学术交流の礎を築くことをできたとも評価できる。

研究成果の概要(英文)：This study gained a new insight about legal nature, legal grounds and regulation of CCTV in towns in relation of new way of use with improvement of camera technology. In particular, this study makes it clear that the use of a speed camera, new way to use in criminal investigation, the meaning of local ordinances of CCTV under the situation that CCTV footage fall into personal data, concepts of privacy, use of biometric authentication technology, legal examination of commercial use of CCTV footage, and legal meaning of the use of information including footage in the crime prevention activities and big data policing. Furthermore, this study offers information to Chinese legal academia about basic concept of the way of regulation of CCTV in towns in the present Japan.

研究分野：刑事法

キーワード：街頭防犯カメラ 自動速度違反取締装置 犯罪捜査 ビッグデータポリシング 個人情報 プライバシー  
防犯カメラ条例 商用利用

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 街頭設置カメラは、従来は防犯カメラとして、社会生活上の安全確保の観点での用途が中心であった。しかしながら、刑事司法という文脈においても、たとえば交通取締、とりわけ速度違反取締での利用など、新たな必要性が生じていたほか、捜査手法としての有用性への期待も、ますます高まりつつあった。また、カメラ性能の高機能化(映像の高精細化等)、情報処理技術の向上(生体認証技術等)、情報通信技術の高度化(ネットワーク化による映像データのビッグデータ化等)により、防犯という文脈において新たな利用可能性が生じているだけでなく、商法利用などの新たな利用目的での利用の要請も高まっていた。他方で、映像の高精細化や生体認証機能の実用化に伴い、カメラ映像に個人情報該当性が認められるようになったほか、プライバシーの利益への影響に関する懸念も高まりつつあった。

(2) 以上のような新たな状況の下、街頭設置カメラ(防犯カメラ)の新たな利用形態とそれに対する適正な法的規制のあり方を探究する必要性が高まっているとの問題意識に基づき、本研究を遂行した。

### 2. 研究の目的

本研究は、技術の高度化に伴う利便性の向上などに伴い、街頭設置カメラ利用への要請がますます高まると考えられる一方、利用の方法によってはプライバシーの利益への重大な影響が懸念される状況があることから、現在の社会的状況を分析しつつ、街頭設置カメラの利用に関する法的見解を明らかにすること、およびその帰結を基に、街頭設置カメラ利用の法的根拠や許容限界等、利用および規制に関して法的観点に基づいた実践的な提言をすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 前提事項として、犯罪の事前予防に関する法的対応のあり方について検討した。具体的には、犯罪の前段階にあたる秩序違反行為の法的規制の意義を明らかにしたほか、警察活動や犯罪防止としてどのような機能・内容が求められているか等、近時の関連する社会的状況についても考察した。

(2) 以上の考察に基づき、国民一般の要請が高まっている交通事犯の未然防止や効果的な警察活動の確保、さらには犯罪手法としての防犯カメラの有効性の高さ、プライバシーへの影響との相関の観点から、自動速度違反取締装置等によるカメラ撮影の法的意義やビッグデータ・ポリシングをめぐる今後の議論の方向性について検討した。

(3) 以上と並んで、欧米諸国における動向も視野に入れつつ、カメラ技術の高度化に伴い、撮影映像に個人情報該当性が認められることを前提に、個人情報保護法上の法的規制のあり方や防犯カメラ条例の今後の意義、商用利用などの新たな利用形態なども含めたプライバシーの利益への影響の法的評価について、検討を加えた。

### 4. 研究成果

(1) 犯罪予防に対する法的対応としては、処罰の早期化というキーワードに象徴される新たな動向があり、刑事法学も自己変革の必要性に迫られている。また、社会構造の変化に伴い、高齢犯罪者対策の必要性などの新たな課題も生じてきている。それに対応するためには、刑事法的観点のみならず、行政法・民法などの他の隣接法領域における措置との相関において、総合的な観点から検討する必要がある、その際には、とりわけ情報の適正な利用という視点が重要であることを明らかにした。

(2) 速度違反取締におけるカメラの利用については、被撮影者に及ぼされる被侵害利益の程度を勘案し、それが任意捜査として許容される程度にとどまる場合には、捜査(取締り)の必要性との比較衡量で、その法的根拠と許容限界とが画されることを、改めて明らかにした。その上で、交通事犯に対する非難の程度が高まり、またそれ以上に、交通事犯発生の未然防止がより求められる現状において、交通三悪の1つに数えられる速度違反の取締りの必要性も高まっており、カメラを利用した、より効果的で効率的な速度違反の取締りが求められる現状での、その法的許容性に関する提言を行った。

(3) 技術の高度化に伴い、撮影状況にもよるが、被撮影者の個人識別性が容易に認められる映像が撮影されることになったことから、街頭設置カメラによる撮影データには、個人情報該当性が認められることを前提に、利用の法的許容性や法的規制のあり方を考察すべきことを明確にした。その際には、利用目的を特定し、利用目的に達成に必要な範囲のみでの利用を原則とするという個人情報保護法の基本構造に則した利用が求められることを、改めて確認した。ただし、特定される利用目的の社会的許容性や、利用目的達成に必要な範囲での利用に該当するか否かの判断には、いわゆるプライバシーへの影響という観点からの検討が求められるものの、現代社会におけるプライバシー概念が明確でなく、また時代や状況により変化しうるものであることから、利用システムの透明性(説明)とシステムから得られる広い意味でのメリットに対する世論一般の理解を得ながら、許容される利用の枠組みを考察していくことの重要性を提言した。また、個人情報保護との関係では、今後GDPRとの相関で検討していくことの必要性についても指摘した。

以上の基本的理解に基づき、とりわけカメラ映像の商用利用に関しては、統計情報としての

利用や匿名加工情報としての利用による目的達成の可能性も含めた慎重な検討が必要であり、また、防犯目的なども含めた複数の目的で利用する「マルチ・ユース」についても、適正な利用であると共通認識を得るためには、技術的な対応の可能性も含めて、丁寧な説明と丁寧な合意形成プロセスが必要となり、そのことをガイドライン等で具体的に明確化していくことが望まれることを指摘した。

(4) いくつかの自治体で制定されている防犯カメラ条例や防犯カメラ・ガイドラインについては、かつて、カメラ映像が、個人情報には直ちに該当しない画質のものであることが基本であった時代には、個人情報保護法の対象にはならなかったものの、映像解析や他の情報との突合により個人情報になりうるものであることから、個人情報保護法に準じた適切な利用を確保するという意味で、条例制定の意義が認められることを明らかにした。しかしながら、映像に個人識別性が原則として認められ、個人情報保護法の適用対象となった現在、防犯カメラ条例としては、生体認証機能等の利用を含めたより高度な利用の法的許容性や法的規制をより具体的に提示し、「保護と利活用のバランス」を実現するための機能が期待されるとの見解を示した。

(5) 犯罪捜査におけるカメラ映像の利用について、民間設置カメラの映像を利用する場合には、捜査の側からすれば、基本的には刑事訴訟法 197 条に基づく捜査の一環として、また、映像を提供する側からすれば、防犯用途で設置されたカメラシステムの場合には、利用目的の達成に必要な範囲での利用として、またそれ以外の場合には、個人情報保護法 16 条 3 項 1 号や 23 条 1 項 1 号に基づく「法令に基づく場合」としての提供が認められるとの理解を提示した。

また、警察等が自ら設置するカメラについては、警察法 2 条（行政警察作用）または刑事訴訟法 197 条（司法警察作用）に基づいて、比例原則の枠組みにおいて設置することが認められるとする見解を改めて確認した。もっとも、映像データのストレージの性能が向上している状況の下、客観的な立証への要請が強まっているという近時の動向も踏まえた捜査手法・立証手段として、映像データの重要性は否定することができないものの、同時に、みだりに容ぼう等を撮影されない自由のみならず、生活状況等の把握が容易になるという趣旨でのプライバシーへの影響も認められるようになってきていることから、プライバシーの利益等へのより慎重な配慮も要請されることになり、撮影という情報の取得という要素だけでなく、撮影時間や撮影データの保存期間等の映像データの管理・利用の許容限界について、より慎重な検討が求められることを指摘した。

(6) 研究開始当初には想定していなかったが、日本以上に街頭設置カメラの普及、高度化が著しく、防犯カメラの法的議論に対する関心が高まっている中国において、比較法的見地から、中国向けに、以上の研究成果を踏まえた日本における街頭設置カメラの法的議論の基本的枠組みに関する見解を、中国の法学研究者に対して示す機会を得ることができた。そして、研究室に所属する大学院留学生の協力のもと、中国語での論文（講演録）を公にした。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 14 件)

星 周一郎、捜査における継続的ビデオ撮影の許容性、刑事法ジャーナル、査読無し、59 号、2019 年、58-63

星 周一郎、ビッグデータ・ポリシングは何をもたらすか？ ICT・AI 技術を活用した警察活動に関する議論の展開に向けて、法学会雑誌、査読無し、59 巻 2 号、2019 年、45-67  
[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=7204&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=7204&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

星 周一郎、閻 冬（訳）、道路監控攝像頭・道路安裝攝像頭的法律問題 日本法律的現状、法学会雑誌、査読無し、59 巻 2 号、2019 年、273-289  
[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=7211&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=7211&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

星 周一郎、人手不足と情報保護法制とプライバシー、Business Law Journal、査読無し、11 巻 11 号、2018 年、13-13

星 周一郎、高齢者犯罪対策と法的対応のあり方、犯罪社会学研究、査読無し、43 号、2018 年、57-70

星 周一郎、カメラ画像の利活用の課題 法的立場から（特集 カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム）、NBL、査読無し、1133 号、2018 年、61-66

星 周一郎、GDPR と刑事司法指令・PNR 指令の相関 データの越境移転の規律を中心に、ジュリスト、査読無し、1521 号、2018 年、20-25

星 周一郎、捜査におけるカメラ画像の活用と課題、警察政策学会資料、査読無し、100号、2018年、3-16

星 周一郎、街頭設置カメラ映像の商用利用に関する一考察、法学会雑誌、査読無し、58巻2号、2018年、119-140

[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=6648&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6648&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

星 周一郎、防犯カメラ・ドライブレコーダー等による撮影の許容性と犯罪捜査・刑事司法における適法性の判断、警察学論集、査読有り、70巻11号、2017年、46-69

星 周一郎、防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向、日防設ジャーナル、査読無し、118号、2017年、11-13

星 周一郎、犯罪の未然防止・再犯防止と情報の取扱いに関する覚書き、法学会雑誌、査読無し、58巻1号、2017年、59-89

[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=6306&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6306&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

星 周一郎、街頭設置カメラの高機能化・生体認証機能と個人情報該当性 改正個人情報保護法と防犯カメラ条例の意義、法学会雑誌、査読無し、57巻2号、2017年、211-243

[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=5909&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=5909&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

星 周一郎、自動速度取締装置（オービス）による交通取締りの法的意義と機能、法学会雑誌、査読無し、56巻2号、2016年、159-191

[https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1989&item\\_no=1&page\\_id=30&block\\_id=155](https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1989&item_no=1&page_id=30&block_id=155)

〔学会発表〕(計 3件)

星 周一郎、犯罪の事前防止と刑事司法・警察活動の方向性、警察政策学会、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）、2015年7月1日

星 周一郎、犯罪の事前予防とその法的対応、警察政策学会社会安全政策教育研究部会、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）、2014年9月10日

星 周一郎、事前予防と秩序違反行為の法的規制、日本刑法学会第 分科会、同志社大学今出川キャンパス（京都市）、2014年5月24日

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：閻 冬

ローマ字氏名：Yan Dong

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。